

# 富士見2丁目周辺における防犯カメラ等賃貸借 仕様書

## 1 概要

### (1) 件名

富士見2丁目周辺における防犯カメラ等賃貸借

### (2) 業務の目的

県内最大の繁華街である千葉市中央区富士見2丁目周辺において、防犯カメラを設置することで犯罪の抑止に寄与すること等を目的とする。

### (3) 貸付物件

番号	設置機器	略称	数量
①	屋外ハウジング一体型ネットワークカメラ	カメラ	32台
②	LAN用避雷器	LAN避雷器	50個
③	スイッチングハブ(8ポート)	ハブ(8P)	9台
④	スイッチングハブ(12ポート)	ハブ(12P)	2台
⑤	電源用避雷器	電源避雷器	12個
⑥	電源用ノイズフィルター	フィルター	10個
⑦	無線LANアンテナ	アンテナ	8対
⑧	録画装置	録画装置	1台
⑨	タイムサーバ	タイムサーバ	1台
⑩	電源制御ユニット	電源ユニット	2台
⑪	VPNルータ	VPNルータ	2台
⑫	無線LANアクセスポイント	無線AP	1台
⑬	クライアント用パソコン	パソコン	1台
⑭	ハードディスクユニット	HDDユニット	
⑮	取り付けのためのケーブル・金具類	ケーブル・金具類	一式

### (4) 賃貸借期間

#### ・納入期限

令和3年12月14日

受注者は本調達機器等の搬入・設置、設計・構築・インストール及び環境設定・動作検証等を納入期限までに完了し、翌日から運用可能な状態でサービスを開始できること。なお、借入開始日において本システムが利用できない場合は、代替機能を受注者の責任と負担で提供すること。

#### ・賃貸借期間(運用保守含む)

令和3年12月15日から令和8年12月14日まで(60か月)

### (5) 履行内容

ア 貸付物件の調達

イ 設置工事施工スケジュールの作成

ウ 貸付物件の設置及び設置に係る各種手続き(道路管理者への道路占用許可申請、

警察への道路使用許可申請、東京電力への契約変更手続きなど。ただし、書類作成にあたっては、必要に応じて発注者が協力する)

エ 貸付物件の保守管理

受注者は、設置した防犯カメラ等をメンテナンス込みで発注者にリースするものとする。

オ 賃貸借契約期間満了時の貸付物件の撤去

賃貸借契約期間満了後は、受注者の責において撤去し、録画機器やパソコンのデータについては、本市の指定する様式で引き渡し、また、本市職員立会いの下、消去し、復元できない状態にすること。ただし、発注者と再リースの契約を締結する場合はこの限りではない。

2 成果物の範囲、納品期日等

(1) 成果物について

- ・本契約で作成する提出物について、本市のレビューを受け、承認を得たうえで、提出期限までに提出すること。
- ・提出物については、以下の「提出物一覧」に示す提出物及び提出期限を基本とするが、より良い提案がある場合は、本市の承認を得ること。
- ・提出物は、機器の標準マニュアル等の既存資料を活用することも可とする。
- ・提出物の作成にあたっては、目次構成や様式について事前に本市と調整すること。
- ・提出の部数及び体裁は、以下を基本とする。  
A 4版 (又はA 3版) ファイル、日本語、横書き 各2部を基本とし、簡易製本のうえで提出し、併せて、電子データとして、本市の指定する形式により提出すること。  
なお、PDFについては、ファイル内の文字検索が可能であること。
- ・図、表については、本市が求めた場合、本市の指定するの形式で電子データとして提出すること。
- ・部数及び体裁については、必要に応じて別途本市と協議し、決定すること。

(2) 提出物一覧について

本調達における納品成果物を以下に占めず。

なお、内容の詳細及び納期は当市との協議により決定とする。

業務	No.	提出物	提出期限
システム導入に係る成果物	1	設計書	本市と協議の上決定
	2	情報システム関連図	本市と協議の上決定
	3	ネットワーク構成図	本市と協議の上決定
	4	施工計画書、設置工事施工スケジュール	本市と協議の上決定
	5	取付図	本市と協議の上決定
	6	位置図、撮影方向図	本市と協議の上決定
	7	防犯カメラ等の仕様書	本市と協議の上決定
	8	機器取扱説明書	本市と協議の上決定
	9	主任技術者選任届及び主任技術	本市と協議の上決定

	者経歴書	
10	テスト計画書	本市と協議の上決定
11	テスト結果報告書	本市と協議の上決定
12	納入ソフトウェア製品一式	本市と協議の上決定
13	納入機器一式	本市と協議の上決定
14	履行の完了を証明する図書 (設置完了図書) (※画像映像写真、設置前後の写 真、工事時の写真含む)	
保守に係る成 果物	15 保守作業報告書(月次、年次、スポ ット等)	本市と協議の上決定

なお、納入成果物は事前に本市に提示し、完成図書として承認を得ること

### 3 設置箇所

#### (1) カメラ

防犯カメラの設置箇所及び画角は既設と同じとし、富士見町会館建屋に 2 台、その他既存の独立ポール 10 本に 3 台ずつ設置すること。設置箇所及び画角については、別図 1「富士見防犯カメラ監視方向図」参照。

#### (2) 録画装置

録画装置は、富士見町会館(中央区富士見 2-8-5)内の発注者が指定する場所に設置すること。

#### (3) パソコン

パソコンは、千葉市役所本庁舎(中央区千葉港 1-1)内の発注者が指定する場所に設置すること。

#### (4) その他

ア 上記 3 点以外の貸付物件の設置箇所については、別図 2「富士見防犯カメラ システムイメージ図」によること。

イ 千葉市役所本庁舎は、令和 5 年度に新庁舎に移転予定のため、移転後、必要に応じて、貸付物件の移設作業を行うこと。

### 4 ネットワーク等

#### (1) ネットワーク

別図 2「富士見防犯カメラ システムイメージ図」によるローカルネットワークを構築し、録画装置及びパソコンにより集中管理すること。

#### (2) 電源

富士見町会館に設置する 2 台のカメラ及び録画装置、パソコンは富士見町会館から給電し、それ以外のカメラ 30 台は各設置箇所から給電すること(いずれも既設)。

### 5 貸付物件

設置機器は以下の仕様を満足すること。なお、同等品で入札する場合は、発注者に機器カタログ等仕様の規格が確認できる書類を提出し、事前に確認を受けること。

#### ① カメラ

パナソニック株式会社 WV-S6530NJ または同等品

- ア 屋外に設置できるものであること。
- イ 有効画像数は 200 万画素数以上であること。
- ウ PTZ 機能を有し、デジタルズーム 10 倍以上の機能を有すること。
- エ 録画映像はカラーの HD 画質 (1280×720 ピクセル) 以上であること。
- オ 画像圧縮方式は H.265 に対応していること。
- カ (社) 防犯設備協会が定める RBSS 認定品であること。

② LAN 避雷器

株式会社サンコーシヤ LAN-CAT5e-P+II (R) または同等品

- ア 1000BASE-T 回線に対応した製品であること。

③ ハブ (8P)

パナソニック LS ネットワークス株式会社 GA-ML8THPoE+ 同等品

- ア 1000BASE-T 回線に対応していること。

④ ハブ (12P)

パナソニック LS ネットワークス株式会社 GA-ML12TPoE+ 同等品

- ア 1000BASE-T 回線に対応していること。

⑤ 電源避雷器

株式会社サンコーシヤ MKYS2S 同等品

- ア 別図 2 「富士見防犯カメラ システムイメージ図」のように、⑪電源制御ユニットに接続できるよう、必要に応じて加工すること。

⑥ フィルター

パナソニック株式会社 WR2701 同等品

⑦ アンテナ

Siklu 社 Siklu EtherHaul-600TX 同等品

- ア 屋外に設置できるものであること。
- イ 無線通信には、V バンド (60GHz) 帯を利用すること。
- ウ 別図 2 「富士見防犯カメラ システムイメージ図」に示した拠点間の概算の距離について、安定した高速通信が可能であること。
- エ 専用柱に安全に設置できる寸法及び重量であること。

⑧ 録画装置

パナソニック株式会社 WJ-NX400K 同等品

- ア 録画は常時行い、録画画像の保存期間は 14 日間以上とすること。また、その後は自動で上書きされることし、別途、ハードディスク等が必要な場合は準備すること。なお、ハードディスク等は録画装置に内蔵すること。
- イ 録画した画像を、各種媒体 (USB メモリ、SD カード、CD-R、CD-RW、DVD) に記録することができること。なお、記録については、パソコンで行うことができるようにすること。
- ウ 録画映像はカラーの HD 画質 (1280×720 ピクセル) 以上であること。
- エ 画像圧縮方式は H.265 に対応していること。

オ 1000BASE-T 回線に対応していること。

カ (社) 防犯設備協会が定める RBSS 認定品であること。

⑨ タイムサーバ

セイコーソリューションズ株式会社 SN-1010 同等品

ア 屋内に設置できるものであること。

イ ローカルネットワークに接続している機器に正確な時刻情報を提供するものであること。

⑩ 電源制御ユニット

パナソニック株式会社 WU-L61 同等品

ア 極力容積が小さい製品とすること。

⑪ VPN ルータ

ヤマハ株式会社 RTX830 同等品

ア フレッツ VPN ワイド回線を利用した、富士見町会館と千葉市役所本庁舎の通信が可能であること。なお、回線については、発注者が用意する。

イ 1000BASE-T 回線に対応していること。

⑫ 無線 AP

株式会社バッファロー WAPS-1266 同等品

ア パソコンとの無線通信には、無線 LAN 規格「IEEE802.11ac」を利用し、安定した通信を行うことができること。

イ 1000BASE-T 回線に対応していること。

⑬ パソコン

パナソニック株式会社 CF-LV9RDAVS 同等品 (ディスク容量、CPU 等)

ア 映像監視ソフトウェア (例: パナソニック株式会社 WV-ASM300) がインストールされていること。

イ 各カメラの画像の閲覧及び録画に必要な操作を行うことができ、遠隔で画角の調整が可能なシステムを搭載していること。

ウ OS は Windows10 Pro (64 ビット版) であること。

エ 各種媒体 (USB メモリ、SD カード、CD-R、CD-RW、DVD-R、DVD-RW) に記録することができること。

オ ディスプレイは、1920×1080 ピクセルの解像度に対応していること。

カ 無線 LAN 機能を備えていること。

キ パソコンは、常時起動させるのではなく、必要に応じて起動、及びシャットダウンするため、この運用方法で不具合が出ないこと。

ク サービス利用開始当初の OS、ミドルウェア等のバージョンに係るサポート期間がサービス利用期間中に終了する際には、新たなバージョンに迅速かつ円滑に対応すること。また、そのために、サービス利用期間中において、問題なくサポートを受けられる製品を選択すること。

⑭ HDD ユニット

パナソニック株式会社 WJ-HDU41S 同等品

⑮ ケーブル・金具類

ア LAN ケーブルは、Cat5e 規格に準拠していること。

6 性能に関する事項

本契約における貸付物件は、上記「5 貸付け物件」及び以下の性能を担保すること。

- ・防犯カメラの録画映像は、1秒につき1コマ以上の映像を確認できる通信状況を担保すること。

7 信頼性に関する事項

防犯カメラ等貸付物件については、正常な状態で使用できるように管理し、常時録画を行うこと。システム障害などの解決のためなど、やむを得ず停止を行う場合は、事前に本市へ連絡し、承認を得ること。

8 発注者が用意する物件

- (1) カメラを設置するための専用柱及び機器収納箱 (10 セット)
- (2) カメラ番号2と富士見町会館を結ぶ光ケーブル及びメディアコンバータ 1 対 (大電株式会社 DN1800G)
- (3) カメラ番号6と7を結ぶケーブル (架空)
- (4) 富士見町会館にある収納ラック (鍵付き)
- (5) 富士見町会館に設置するカメラの設置壁 2 か所
- (6) 富士見町会館及び千葉市本庁舎を結ぶ VPN 回線及び ONU1 対 (フレッツ光 (フレッツ VPN ワイド) 契約を締結済み)
- (7) 全ての場所の AC100V 電源口

9 貸付物件の設置工事

- (1) 受注者は、貸付物件の設置工事に関し、関係法令を厳守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、関係法令の適用及び運用は受注者の責任において行わなければならない。
- (2) 受注者は、貸付物件の設置工事着手前に、施工計画書を作成し、発注者に提出すること。
- (3) 貸付物件の設置については、下記の作業を実施すること。なお、設置・設定に必要な作業が別に発生した場合は、適宜対応すること。

①事前調査

機器収納箱内の更新機器の設置、配線状況の確認、伝送系通信状況の確認。

②システム設計

③貸付物件の設定作業

④貸付物件の事前動作確認

⑤貸付物件の試験・調整・検査

- (4) 受注者は、貸付物件の設置がすべて完了したときは、遅滞なく履行の完了を証明する図書を発注者に提出するものとし、発注者は図書及び現地等を確認し検査するものとする。

- (5) 既存のカメラ及び録画装置、パソコンは、当該物品に関し千葉市と賃貸借契約を締結している事業者（以下「現契約事業者」という。）が撤去する。なお、今回の賃貸借契約に基づく貸付物件の設置工事に際しては、可能な限り録画の空白期間が生じないよう施工方法について発注者及び現契約事業者と協議の上決定するものとする。
- (6) 貸付物件の設置にあたり、不要となった発注者が所有する物件は、拭き取り等清掃したうえで、原則として千葉市役所本庁舎にて全て引き渡すこと。なお、発注者が所有する物件は以下のとおりである。

ア 各専用柱

- (ア) 無線 LAN アンテナ（7 対）及び光無線 LAN ユニット（1 対）並びに付属物  
(イ) スイッチングハブ  
(ウ) LAN ケーブル類

イ 富士見町会館

- (ア) VPN ルータ  
(イ) スイッチングハブ  
(ウ) LAN ケーブル類  
(エ) UPS

ウ 千葉市役所本庁舎

- (ア) VPN ルータ  
(イ) 無線 LAN アクセスポイント  
(ウ) LAN ケーブル類

## 10 貸付物件の保守業務

- (1) 受注者は、貸付物件の設置後から賃貸借期間終了までの間、貸付物件が正常な状態で使用できるように管理し、貸付物件の不具合やサポート対応は、当市開庁日の 8 時 30 分～17 時 45 分の間、受け付けること。
- (2) 受注者は、現地において、年 1 回程度点検を行い報告書により発注者に報告すること。時期等については、発注者と協議し定めるものとする。
- (3) 受注者は、貸付物件の不具合について発注者から連絡を受けたときは、速やかに状況を確認し、復旧作業を行うこと。確認の結果、貸付物件の交換や補修等の工事が必要になった場合は、工事の期間についてその都度発注者と協議し、速やかに着手するものとする。
- (4) 受注者は、補修作業が完了した時は、報告書により発注者に報告すること。
- (5) 発注者と受注者との協議において、貸付物件の不具合が地震、津波、戦争、暴動、想定を超える風水害など、不可抗力によるものと判断した場合は、発注者の責において補修することとし、それ以外の場合は、受注者の責において補修を行うものとする（5 に示した発注者が用意する物件を除く）。なお、落雷、原因不明の事故による不具合は、受注者の責において補修を行うものとする。
- (6) 業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたもの

については、発注者が負担する。

## 11 遵守事項

### (1) 機密保持、資料の取扱い

- ・業務上知り得た情報について委託した業務以外の目的で利用しないこと。
- ・業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。また、持ち出しを禁止する。
- ・受注者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。
- ・業務の履行中に受け取った情報の管理、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
- ・適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を行うこと。また、必要に応じて本市による実地調査を行う場合がある。

### (2) 法令等の遵守

当該業務の遂行にあたっては、国内法及び次に示す基準等を遵守すること。

また、これらの適用を受けないものであっても、他に基準規定があるものについては、当該規定に準拠すること。

ア 日本工業規格（JIS）、国際基準規格（ISO）

イ 日本電気規格調査会基準規格（JEC）

ウ 電気設備技術基準

### (3) その他文書、標準への準拠

- ・当該調達案件の業務遂行にあたっては、以下の文書に準拠すること。

千葉市情報セキュリティポリシー

千葉市行政情報ネットワークシステムの利用に関する取扱い要綱

## 12 再委託について

### (1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

本契約に基づく業務の第三者への委託に関する取扱いについては、次に定める通りとする。

- ・業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。
- ・業務の一部を第三者に委託しようとするときは、事前に、本市に対し、委託先の名称、代表者氏名及びその他必要な事項を報告し、本市の承諾を得ること。
- ・業務の一部を第三者に委託した場合、当該委託先に対し、本仕様書に定める受注者の義務と同等の義務を負わせるとともに、本市に対して、受注者は当該委託先のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。



## (2) 承認手続

- ・本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した別添の再委託承認申請書を本市に提出し、あらかじめ承認を受けること。
- ・前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を本市に提出し、承認を受けること。
- ・再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

## (3) 再委託先の契約違反等

再委託先において、本調達仕様書に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、本市は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

## 13 その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者と協議するものとする。